

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 7年 4月 1日現在>

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-477-7265

担当 横川誠・中原富美子・猪又孝典・高守美紀・上遠野靖子・掛川勝裕

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 居宅介護支援事業所 マザアス氷川台の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所	居宅介護支援事業所マザアス氷川台
所在地	東京都東久留米市氷川台2-5-7
介護保険指定番号	1374800504
サービスを提供する地域*	東久留米市内・清瀬市・西東京市・新座市

* 上記地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤（嘱託）	非常勤
主任介護支援専門員	介護福祉士	1	1
介護支援専門員	介護福祉士	3	1
介護支援専門員	理学療法士	0	0
介護支援専門員	社会福祉士	0	0

(3) 営業時間

月曜日から金曜日	8:45~17:45
土・日曜日・祝日及び12/31~1/3	休業（24H連絡体制あり）

* 電話は24時間対応しています。営業時間外は留守番電話となりますので、発信音の後にお名前とご用件をお話してください。

3 居宅介護支援の申し込からサービス提供までの流れと主な内容

あなたの自立した生活と要介護状態の軽減もしくは悪化の予防になるように計画しサービスを提供します。

- (1) 居宅サービス計画作成依頼書の届け出の提出後契約をします。
 - ・ご自宅を訪問し、あなたとあなたのご家族からお話や状況をお伺いします。
- (2) 各サービス事業者と連絡調整します。
 - ・了解を得て主治医や関係者の意見をお尋ねすることがあります。
 - ・あなたやあなたのご家族と関係者が介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
 - ・病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。
- (3) 居宅サービス計画の作成・ご説明・ご了解・交付をします。
 - ・作成した居宅サービス計画はあなたやあなたのご家族に内容、利用料、保険の適用などご説明し了解を得て、お渡しします。

- ・ サービス提供事業者へ居宅サービス計画書を交付します。
- (4) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供します。
 - ・ あなたのご自宅を毎月訪問し、サービス利用票を交付し確認します。
 - ・ 毎月、サービス提供事業者へサービス提供票を交付します。
 - ・ 毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。
- (5) サービス実施状況の管理など行います。
 - ・ 居宅サービス計画作成後もあなたやあなたのご家族、サービス提供事業者等と居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるように連絡調整を継続的に行います。
 - ・ 毎月連絡を取り計画を把握します。
 - ・ あなたの状態について定期的に再評価し居宅サービス計画を変更します。
- (6) 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について、
 - ・ 複数の事業者の紹介を求めることが可能です。
 - ・ 当該事業所を位置づけた理由を求めることが可能です。
 - ・ 前6か月間に作成された居宅サービス計画の訪問介護等が占める割合、同一の指定居宅サービス事業者が占める割合は（別表1）の通りです。

4 利用料

(1) 利用料 （別表2）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- ※ 保険料等の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき法令の定めにした金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日東久留米市等の窓口にご提供しますと全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実費を頂きます。なお自動車を使用した場合は次の額を頂きます。

- ① 東久留米市・清瀬市・西東京市・新座市は、無料
- ② 市境を越えて片道概ね1km以上の場合、1kmにつき50円

(3) 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金を頂きます

契約後、居宅サービス計画の作成段階中で 解約した場合	1,000円
-------------------------------	--------

5 当所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者及びサービス提供事業者との連絡を密に行い、利用者の介護ニーズに合った居宅サービス計画を作成します。
- ② サービス提供事業者の選択は、利用者の意向に沿いながら、公正・公平な立場から行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

全国社会福祉協議会方式を用いて利用者の課題を分析し、効率的に介護ニーズを把握します。

同方式の発案者が監修するコンピューターソフトを導入して、居宅サービス計画

- ①受け付けた苦情を「苦情又は意見・要望等連絡票」に記載します。
- ②苦情申出人に苦情の内容確認を行います。
- ③「苦情受付書」により苦情解決責任者又は第三者委員に報告を行います。
- ④苦情解決案を検討し、苦情申立人へ解決策の指示を行います。
- ⑤苦情申立人との話し合いの結果を「話し合い結果記録書」に記載し、同席者に話し合いの内容と相違ないかの確認を行います。
- ⑥話し合い結果に基づいた業務改善を行います。
- ⑦「改善結果報告書」を苦情申立人に送付し、改善状況を報告します。
- ⑧日常的な業務の改善、サービス向上に反映する方法を検討し、改善に努めます。

7 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、保険者、お客様のご家族及びお客様に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

8 非常災害時の対応

ご利用者様の居住区域において居宅介護支援の提供ができない何らかの大災害が発生した場合、連絡手段が確保されている場合を除いては、急遽お伺いを取りやめる場合がございます。その場合は、連絡手段が確保できた時点でご連絡を入れさせていただきますのでご了承ください。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：横川 誠
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 個人情報の取り扱いについて (秘密保持)

- (1) お客様のサービス利用に係る個人情報の収集は「個人情報の利用に係る同意書」にもとづき、利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。
- (2) お客様及びご家族の個人情報の使用は、同意をいただいた利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用します。
- (3) 同意または依頼のない限り、お客様及びそのご家族の個人情報を第三者に提供することは致しません。

11 法人概要

名称	社会福祉法人マザアス
代表者役職・氏名	社会福祉法人マザアス 理事長 衣川輝夫
本事業所所在地・電話番号	東京都東久留米市氷川台2-5-7 042-477-7261

定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営 第二種社会福祉事業 老人デイサービスセンターの経営
-------------	---

老人短期入所事業の経営
老人居宅介護等事業の経営
認知症対応型共同生活援助事業の経営
小規模多機能型居宅介護事業の経営
障害福祉サービス事業の経営
公益事業
居宅介護支援事業
地域包括支援センターの経営

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置づけた選定理由を求めることが可能であることについて説明を行いました。

事業所

所在地 東京都東久留米市氷川台2-5-7
名称 居宅介護支援事業所マザアス氷川台
説明者 居宅介護支援事業所マザアス氷川台

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意いたします。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

(別表1)

1. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着介護、福祉用具貸与の各サービスの割合は以下の通りです。

訪問介護	34 %
通所介護	40 %
地域密着通所介護	16 %
福祉用具貸与	68 %

令和6年3月～令和6年8月

2. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合は以下の通りです。

訪問介護	マザアス氷川台 36 %	テルウェル 29 %	ビーファイン・ケア 10 %
通所介護	マザアス氷川台 43 %	ジョイリハ 13 %	けやきデイサービス 9 %
地域密着通所介護	マザアス大門 29 %	ビーナスプラス 26 %	デイホームきむら 20 %
福祉用具貸与	トーカイ 22 %	パナソニック花小金井 19 %	ソネット 9 %

令和6年9月～令和7年2月

(別表2)

利用料

1. (1) 居宅介護支援費 (I) 利用料金表 (1月につき)

居宅介護支援費 (II) を算定していない事業所

居宅介護支援費	● 取扱件数	要介護 1.2	● 要介護 3.4.5
(i)	45 件未満	12,000 円	15,592 円
(ii)	45～60 未満	6,011 円	7,779 円
(iii)	60 件以上	3,602 円	4,618 円

- (i) ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分
- (ii) ケアマネジャー一人当たりの取り扱い件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分
- (iii) ケアマネジャー一人当たりの取り扱い件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分

(2) 居宅介護支援費 (II) 利用料金表 (1月につき)

指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム (国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」) の活用及び事務職員の配置を行っている事業所

居宅介護支援費	● 取扱件数	要介護 1.2	● 要介護 3.4.5
(i)	50 件未満	12,000 円	15,592 円
(ii)	50～60 未満	5,823 円	7,547 円
(iii)	60 件以上	3,492 円	4,531 円

- (i) ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数が 50 未満である場合又は 45 以上である場合において、50 未満の部分
- (ii) ケアマネジャー一人当たりの取り扱い件数が 50 以上である場合において、50 以上 60 未満の部分
- (iii) ケアマネジャー一人当たりの取り扱い件数が 50 以上である場合において、60 以上の部分

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務をおこなったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

2. 加算料金等

加算	加算料金	加算要件についての説明
初回加算	3,315 円	新規に居宅サービス計画を作成した場合及び要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合に加算されます。
特定事業所加算（I）	5,735 円	<ul style="list-style-type: none"> ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。 ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保していること。 ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合が4割以上であること。 ⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 ⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居

		<p>宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること。</p> <p>⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。（平成 28 年度の介護支援専門員実務者研修受講試験の合格発表の日から適用）</p> <p>⑫ 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研究会等の実施していること。</p> <p>⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>
特定事業所加算（Ⅱ）	4,652 円	<p>(1) 特定事業所加算（Ⅰ）の②、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の基準に適合すること。</p> <p>(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。</p>
特定事業所加算（Ⅲ）	3,569 円	<p>(1) 特定事業所加算（Ⅰ）の③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の基準に適合すること。</p> <p>(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。</p> <p>(3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置していること。</p>
特定事業所加算（A）	1,259 円	<p>(1) 特定事業所加算（Ⅰ）の③、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑬の基準に適合すること。</p> <p>(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること。</p> <p>(3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 常勤：1 名以上、非常勤：1 名以上 （非常勤は他事業所との兼務可）</p> <p>(4) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保していること。連携でも可</p>

		<p>(5) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。連携でも可</p> <p>(6) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。(平成28年度の介護支援専門員実務者研修受講試験の合格発表の日から適用)連携でも可</p> <p>(7) 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研究会等の実施していること。連携でも可</p>
特定事業所医療介護連携加算	1,381 円	<p>(1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上</p> <p>(2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルマネジメント加算を5回以上算定</p> <p>(3) 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること。</p>
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,762 円	<p>利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※入院日以前の情報提供を含む。</p> <p>※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。</p>
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,210 円	<p>利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。</p>
通院時情報連携加算	552 円	<p>利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合に算定する。</p> <p>利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする。</p>

ターミナルケアマネジメント加算	4,420 円	<p>24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施する。訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及び居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス事業者へ提供する。</p> <p>「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。</p>
退院・退所加算 連携 1 回カンファレンス参加あり 連携 1 回カンファレンス参加なし 連携 2 回カンファレンス参加あり 連携 2 回カンファレンス参加なし 連携 3 回カンファレンス参加あり	6,630 円 4,972 円 8,287 円 6,630 円 9,945 円	<p>病院若しくは診療所に入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた利用者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用するにあたって、介護支援専門員が当該病院・診療所・地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する。</p> <p>連携 3 回を算定できるのは、その内 1 回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。入院又は入所期間中につき 1 回を限度。</p> <p>退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあつては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。また、初回加算を算定する場合には当該加算は算定しません。</p>
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,210 円	<p>病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者のご自宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に 1 月に 2 回を限度として加算されます。</p>

